行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70歳代女性、身長154㎝、頭髪11センチ、白色ブラウス、ベージュ色ブラジャー、ベージュ色パンツ

上記の者は、平成26年７月23日午後０時18分、江戸川区江戸川２丁目34番地先旧江戸川河川内で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

平成26年10月９日

東京都　　江戸川区長　多田　正見

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備計画のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成26年10月９日　　香川県多度津町

1　墳墓等所在地　香川県仲多度郡多度津町大字奥白方

1　墳墓等の名称　奥白方医王院墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　不詳

1　改葬を行おうとする者　香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目１―91　多度津町長　丸尾　幸雄

公示送達

大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により書類の送付に変えて当該通知の内容を次のとおり公告します。

平成26年10月９日

大船渡都市計画事業
大船渡駅周辺地区土地区画整理事業
施行者　大船渡市
代表者　大船渡市長　戸田　公明

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　住所　埼玉県所沢市大字上新井384番地３
　　氏名　菊池　　勝

⑵　住所　千葉県君津市三直1248番地
　　氏名　新沼　和也

2　通知の内容

⑴　菊池　　勝

①　従前の宅地
　岩手県大船渡市字茶屋前64番11
　53.37㎡

②　仮換地
　28街区９画地　49.98㎡

⑵　新沼　和也

①　従前の宅地
　岩手県大船渡市字野々田14番８
　90.59㎡

②　仮換地
　31街区13画地　92.59㎡

注意

1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益をすることはできません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に大船渡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に大船渡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定通知書及び仮換地指定図は掲載を省略し、岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地の大船渡市役所掲示板に掲示しています。

公示送達

大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成26年10月９日

大槌都市計画事業
吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　碇川　　豊

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第16地割32番地13
氏名　保証責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第16地割32番地の13
氏名　保證責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第16地割32番地の13
氏名　保記責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

2　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業において定められた別表のとおり仮換地指定をします。

この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することはできますが、従前の宅地については使用し、又は収益することができません。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別表の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里二丁目４番20号吉里吉里二丁目町内会の掲示板において掲示しています。

公示送達

大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業において、下記に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成26年10月９日

大槌都市計画事業
吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　碇川　　豊

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第16地割32番地の13
氏名　保證責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

住所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第16地割32番地13
氏名　保証責任吉里吉里住宅信用販売購買利用組合

2　通知の内容

大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、使用し、又は収益することを停止しますので、同法同条同項の規定により通知します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、当該通知は掲載を省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里二丁目４番20号吉里吉里二丁目町内会の掲示板において掲示しています。